

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社ラックランド
【英訳名】	LUCKLAND CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 弘和
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員CFO 兼 コーポレート統括本部長 坂本 寛樹
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目18番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社ラックランド 西日本支店 (大阪府大阪市北区豊崎二丁目7番15号) 株式会社ラックランド 東関東メンテナンスステーション (千葉県千葉市稲毛区弥生町四丁目35番地) 株式会社ラックランド 北関東メンテナンスステーション (埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目56番地1) 株式会社ラックランド 横浜メンテナンスステーション (神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目37番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東関東メンテナンスステーション、北関東メンテナンスステーション及び横浜メンテナンスステーションは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長笠原弘和及び常務執行役員CF0兼コーポレート統括本部長坂本寛樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から上位11社を全社的な内部統制の評価範囲としている。

当社グループは、商空間の企画・デザイン・設計・施工およびメンテナンスを一貫して提供する「商空間制作事業」を主たる事業としている。当該事業においては、各拠点の取引規模（売上高）が、プロジェクト管理に伴う収益認識および原価管理のリスク量に密接に関連していることから、連結売上高（連結会社間取引消去後）を、重要な事業拠点を抽出するための合理的かつ客観的な指標として採用した。具体的には、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点（当社）に加え、工事売上及び工事原価に関するリスクを識別した連結子会社1社を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、前述の事業内容に照らして売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。重要な事業拠点以外においても、棚卸資産の重要性が高い連結子会社2社における棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、上記の重要な事業拠点等にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、売掛金（長期を含む）の回収可能性及び貸倒引当金の検討プロセス、関連当事者取引注記の検討プロセス等を評価の対象としている。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。